

北海道建築士会震災建築物応急危険度判定支援要綱等の制定について

1 趣旨

本会では、いつどこで起きるか分からない巨大地震に備え、地域における避難施設等の安全確認などの実践活動に積極的に参加できるよう平成25年度に「被災地応急支援特別委員会」を設置し、連絡網の整備や訓練に実施、震災時における応急危険度判定士の派遣などの支援活動を推進することとしている。

今般、震災時における被災建築物の応急危険度判定等の支援要請に対し、本会が迅速かつ的確な対応が図れるよう支援要綱及び市町村との災害時応急危険度判定活動連携協定（基本条文案）を制定するものである。支援要綱の整備に伴い、従来の「北海道建築士会応急危険度判定士災害時行動指針」は廃止する。

2 概要

（1）北海道建築士会震災建築物応急危険度判定支援要綱の制定

- 応急危険度判定等の支援要請に対し、本会が迅速かつ的確な対応が図れるよう必要な事項を定める。
- 判定士登録者名簿・連絡網（ネットワーク）の整備、支援要請の受け入れ、判定士の参集要請、判定業務に実施、行政との連携
- 災害時応急危険度判定活動連携協定（基本条文案）の提示
- 人材育成、判定士の登録促進、判定訓練の実施

（2）災害時応急危険度判定活動連携協定の推進

協定を締結した市町村において震災建築物の応急危険度判定等の派遣要請があった場合は、状況に応じ当該支部において、判定士の派遣等の支援活動を行うことができる。